

栃スポ協第 233 号

令和 3 年 9 月 29 日

各市町スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人栃木県スポーツ協会  
栃木県スポーツ少年団  
本部長 橋本 健



警戒度レベル（県版ステージ 3）引き下げに伴うスポーツ少年団活動の制限緩和について（通知）

平素より、栃木県のスポーツ振興への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

栃木県では、新型コロナウイルスの急増に伴い、国の緊急事態宣言の対象区域になっていたところですが、9月30日（木）をもって、解除されることとなりました。

つきましては10月1日（金）からスポーツ少年団活動の制限緩和については、下記のとおりといたします。

引き続き感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

#### 記

- 1 期 間 令和 3 年 10 月 1 日（金）～当面の間  
※変更等ある場合は改めて通知する。
- 2 対 応 (1)平日の活動時間を 120 分程度とし、土日祝日の活動は 180 分程度とする。  
(2)練習試合、合同練習等を可とする。  
ただし、県内の団体に限る。  
(3)練習試合や合同練習、大会等への参加は、主催団体と協議のうえ、参加する選手及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、参加への理解と同意を得ること。
- 3 その他 本対応は今後の状況により変更になる場合がある。  
また、必要に応じて各市町スポーツ少年団、教育委員会等が対応策を講じる。

公益財団法人 栃木県スポーツ協会  
栃木県スポーツ少年団事務局  
TEL : 028-680-7771